

## 第4章 子育て支援

### 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項

- (1) 子どもの最善の利益とは..... 187
- (2) 保護者と共に
- (3) 保育士の専門性や保育所の特性..... 188
- (4) 援助にあたって
- (5) プライバシーの保護..... 189
- (6) 地域との連携

### 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

- (1) 保育との密接な関連性と様々な機会の活用
- (2) 保護者との相互理解..... 190
- (3) 保育所の役割
- (4) 育児不安への個別の支援
- (5) 障がいや発達上の課題への個別支援
  - 援助計画の基本..... 191
  - 相談専門機関一覧
  - 援助計画（資料1-1）..... 192
  - 援助記録（資料1-2）..... 193
- (6) 不適切な養育等が疑われる場合の支援..... 194
  - 虐待の早期発見と予防
  - 配慮の必要な家庭のポイント（資料2）..... 195
  - 通告義務..... 196

### 3 地域の保護者等に対する子育て支援

- (1) 子育て支援4つの柱..... 197
- (2) 地域との連携及び人材の活用..... 198
- (3) 地域における関係作り及び問題発生予防と早期対応

## 第4章 子育て支援

保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、第1章及び第2章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする。  
(保育所保育指針より)

### <指針が「保護者に対する支援」から「子育て支援」と改めた背景>

- ・ 家族形態の変化(核家族化、一人親家庭の増加等)により、保護者の子育て負担感が増大した。
- ・ 地域の人とのつながりが薄くなり、人と関わる経験が少ないため、子育ての不安感やストレスを抱える保護者が増えている。
- ・ 児童虐待の深刻化。
- ・ 子どもの貧困問題の増加。

### <改定指針が示す子育て支援>

**保護者支援**  
保護者に子育てに関する知識とスキル等を伝えること  
(平成20年告示保育所保育指針)

保育所の役割  
拡大



**子育て支援**  
保育所が地域の拠点となって、子育てのさまざまな問題にかかわり支援すること  
(平成29年告示改定保育所保育指針)

## 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項

### (1) 子どもの最善の利益とは

- ① 個々の子どもの個性や可能性が認められ、尊重されること。
- ② 親が支えを得て子育てに取り組むことができ、子どもに向き合うゆとりと自信を回復することが、子どもに利益をもたらすこと。
- ③ 親子の関係性、そしてさまざまな人たちとの関係性の中で、子どもが他者への信頼関係を高めること。
- ④ 子ども同士や大人との交流を通して、子どもの自発性や社会性が育まれること。
- ⑤ そのような関係性の中で子どもの孤立・孤独を回避し、自己肯定感を高める機会を得ることで生き活きと生活できる環境が創造されること。

【渡辺顕一郎「子ども家庭福祉の基本と実践」金子書房2009より】

### (2) 保護者と共に

保護者と連携して、子どもの育ちを支える視点を持って、子どもの育ちの姿とその意味を保護者に伝え、子どもの成長や子育ての喜びを共有する。

### (3) 保育士の専門性や保育所の特性

保育士の専門性や、毎日の子どもの様子や親子関係を把握することが出来る保育所の特性を生かした支援を行う。

#### 《保育士の専門性》

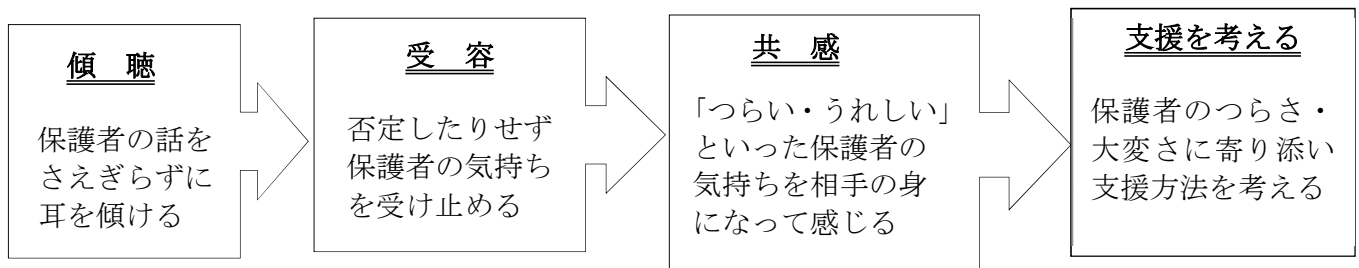
- ① 発達を援助する技術……子どもの発達の特性・発達過程を捉えておく。
- ② 生活を援助する知識・技術……基本的生活習慣や子ども自らがいろいろな経験を重ねる中で生きる力を身につける。
- ③ 環境構成の技術……保育所内外（園外保育も含む）の空間や物的環境・様々な遊具や素材・自然環境や人的環境を生かし安心安全に留意して保育の環境を構成していく。
- ④ 遊びを展開していく知識と技術……子どもの発達や興味・関心を踏まえ主体的な遊びを展開するための環境づくりをする。
- ⑤ 関係構築の知識・技術……子どもと大人の関係作りを援助する。
- ⑥ 相談・助言の知識・技術……信頼関係をもとに日常保育の様々な場面で支援する。

#### 《保育所の特性》

- ① 継続的に子どもの発達援助を行う。
- ② 保育士、調理員、看護師等各種の知識・技術を持った専門職員がいる。
- ③ 遊びや遊具の宝庫であり、安全で安心な保育環境がある。
- ④ 保護者と一緒に考えながら、共に子育てができる。

### (4) 援助にあたって

相談、助言に当たっては保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を支援する。



- ① 相談・助言は日常の様々な場面で行われ、時には意図的に設定して行われる。
- ② 相手のニーズに対しては聴くことを主とし誠実に対応する。
- ③ 保護者の状況を踏まえ、子どもとの関係に配慮し、子どもの育ちを共有する事により養育力が向上するよう支援する。

## (5) プライバシーの保護

保護者や子どものプライバシーの保護・情報の秘密保持を遵守する。

- ① 個人情報保護法の趣旨にのっとり、保育所においても個人情報保護に対する積極的な取り組みを行う。
- ② 「個人情報」とは個人に関する情報であつて、特定の個人が識別できるものをいう。  
( 名前、生年月日、性別、住所、電話番号など )

【各保育所は「個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」を作成する】

<内容>

- ① 個人情報は利用目的を特定し、保護者の同意を得たうえで、正確な情報を取得する。
- ② 個人情報の安全管理について
  - ア 個人情報の取り扱いには、十分注意する。
    - ※ SNS に情報を掲げてはならない。
    - ※ 個人情報の盗難防止に努める。
    - ※ 保育所外に持ち出さない。
    - ※ 連絡帳、保育利用料の通知書などを、間違えて渡さない。
  - イ 保育所職員、実習生、ボランティア、教育研修者等保育所に関わる者には、個人情報保護法に基づき保育の中で知り得た情報の守秘義務を厳守しなければならない。  
また、退職後も継続される。
  - ウ SNS などへ掲げてはならないことを保護者に啓発していく。

## (6) 地域との連携

地域の人材の積極的活用・地域の関係機関・団体との連携及び協力を図る。

P198 地域における「子育て支援」の連携 参照

## 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

### (1) 保育との密接な関連性と様々な機会の活用

#### 日々のコミュニケーション

- ・送迎時の対応・園だより
- ・連絡ノート・園内掲示
- ・情報交換・クラスだより

#### 保護者が参加する行事

- ・保育参観・保育参加
- ・保育士体験・個人懇談
- ・クラス懇談・行事

#### 保護者の自主活動の援助

- ・保護者会等
- ・サークル（絵本貸し出し・リサイクル活動）

#### 《相談・助言》

- ① 子育て相談に応じたり、個人懇談の機会を設けたり積極的に保護者支援を行い記録する。
- ② 組織として子どもや家族を援助する体制作りが重要となる。  
( 園長・主任・保育士・栄養士・調理員・看護師が役割分担を行う )
- ③ 専門機関への紹介・情報提供を行う。

## (2) 保護者との相互理解

### 信頼関係の構築

- ・保護者との交流を深め、お互いを理解する。
- ・情報交換を細やかに行い、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを伝え合う。
- ・一人一人丁寧に対応する。
- ・保育所の行事や活動を通して保護者の交流をサポートし、親同士が子育てを支えあう関係を築く。

### 伝達と説明

- ・保育所は家庭との連携を基本とし、保護者の状況に配慮しながら様々な機会を捉えて、保育の理念に基づく保育方針、保育の意図等を明文化し、保護者に伝える。
- ・対話、たより、パンフレットで説明する。
- ・保育活動への参加により保護者の子育てを実践する力を高める。

## (3) 保育所の役割

安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援する。

- ① 保育中に子どもが体調不良になった場合・怪我をした場合の対応を整え、保護者への連絡など適切に行う。
- ② 早朝・延長保育では、家庭的な雰囲気ゆつたりと過ごすことができるよう工夫すると共に、保護者に子どものエピソードを具体的に伝え、コミュニケーションを取るよう努める。
- ③ 日々の保育の中において保護者の状況を把握し、必要な関係機関の情報を提供する。

## (4) 育児不安への個別の支援

保護者の育児不安・外国籍家庭に対する対応など、保護者の希望に応じた個別支援に努める。

- ① 保育士は保護者の不安感に寄り添い、子どもの生育歴や各家庭の状況に応じた支援を行う。
- ② 園長・主任・保育士・看護師・栄養士・調理員は、知識や技術・専門性を生かして支援を行い必要に応じて市町村の関係機関やかかりつけ医と連携する。
- ③ 多様な親子関係に対応する中で、支援が必要な場合には、連携する専門機関に繋げる。

## (5) 障がいや発達上の課題への個別支援

子どもの障がいや発達上の課題が見られる保護者への個別支援を行う。

- ① 専門機関の紹介、情報提供を行い、専門機関と連携し、子どもだけでなく保護者を含む家庭への相談助言を行う。
- ② 育てにくさを感じている保護者に対しては、十分な配慮のもと、子育てに前向きになれるよう保育及び個別支援を行う。

## 《援助計画の基本》

- ① 保護者の育児不安や悩みに対して、送迎時の対話や連絡帳などから情報を収集し、援助方法・手段・ポイント・留意事項を確認する。
- ② 適切な対応をする為に必要に応じて関係機関と協力し、援助計画や援助記録を作成する。
- ③ 子どもや保護者に対しての姿勢は、常に一貫性、連続性を考えて記録する。

資料1-1：援助計画

資料1-2：援助記録

## ◆相談専門機関一覧◆

### 《市の専門機関》

- ・ 子育てなんでも相談センターきらきら 025-248-2220
- ・ 新潟市児童発達支援センター「こころん」 025-247-6532
- ・ 新潟市発達障がい支援センター「JOIN(ジョイン)」 025-234-5340
- ・ 新潟市豊栄幼児ことばの相談室（木崎保育園併設） 025-386-1110
- ・ 新潟市児童相談所 025-230-7777

### 《県の専門機関》

- ・ 新潟県はまぐみ小児療育センター療育支援室 025-266-7165

◆援助計画（様式及び記入のポイント）

年度 援助計画（園児・保護者）

クラス 担任名

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
| 子どもの氏名   |  | 住所  | 区   |
| 生年月日   | 年 月 日生（ 才）   | 入所年月日   | 年 月 日   |
| 家族構成及び家庭の状況  |  |   |   |
| 続柄   | 年齢   | 健康状態  | <input type="checkbox"/> 親子関係、家庭環境、保護者の様子、育児不安、悩み、思いなど収集した情報をもとに記入する。 |
|  |  | <input type="checkbox"/> 心身の健康状態について記入する。           |   |
|  |  |   |   |
|  |  |   |   |
|  |  | <input type="checkbox"/> 家族、親など家庭内や家庭外で協力できる人を記入する。 |   |
| 協力体制   | 家庭内協力  | 有（  | ）無  |
|  | 家庭外協力  | 有（  | ）無  |
| 《子どもの状況及び援助を必要とした動機》   |  |   |   |
| <input type="checkbox"/> 子どもの発達や行動の特徴、健康状態、生活リズム、生活習慣等記載。<br><input type="checkbox"/> 記入に際して、職員間で十分話し合いを行なう。 |  |   |   |
| 他機関からの情報及び連携   | <input type="checkbox"/> 他の専門機関と連携がある場合、その機関名及びその内容について記入する。   |   |   |
| 保 育 園 の 対 応 方 針  |  |   |   |
| 園長   | <input type="checkbox"/> 担任だけでなく、保育園全体で組織として援助するにあたり、それぞれの役割を具体的に明記する。   |   |   |
| 主任   |  |   |   |
| 担任   |  |   |   |
|  | <input type="checkbox"/> 必要に応じて他の保育士や調理師、看護師の援助内容も記入する。  |   |   |
| 《具体的な援助内容》   |  |   |   |
| ・保護者   | <input type="checkbox"/> 具体的な援助例を記入<br>・保護者の気持ちを受けとめる。<br>・子どもの成長の喜びを共有する。<br>・園行事等、個人的に言葉がけをして誘う。<br>・分かりやすい子育てパンフレットを渡す。 |   |   |
| ・子ども   |  |   |   |
|  | <input type="checkbox"/> 子どもの状況を把握したうえで、具体的な援助内容を記入する。   |   |   |

\*この援助計画は園児や保護者に援助が必要と思われる場合のみ記入する。

閲覧（印またはサイン）

記入者名

（ 年 月 日）

◆援助記録（様式及び記入のポイント）

年度

援助記録（園児・保護者）

子どもの名前：（クラス名）才児 担任名（）

| 年月日 | 子どもや保護者の様子  | 具体的な援助内容 | 対応者名 |
|-----|---|----------|------|
|     | <div data-bbox="323 622 1292 862" data-label="Text"> <p>○必要に応じて園児と保護者に対して支援を行うとき、情報を共有しながら連携を図り、より良い支援に向けるため、担任のみでなく対応した職員が記載する。</p> </div> <div data-bbox="343 1008 1260 1220" data-label="Text"> <p>○客観的事実と対応した事柄の要点をわかりやすく記載する。<br/>○個人情報保護に十分留意する。</p> </div> |          |      |



## (6) 不適切な養育等が疑われる場合の支援

保護者が子育てに困難さを感じている場合の支援を行う。

- ① 子どもの最善の利益を最優先する。(子どもが安心して過ごせる環境づくりをする)
- ② 明るい挨拶や会話を通して保護者と積極的にコミュニケーションを取り、信頼関係を築く。  
保護者が一人ではなく、誰かと繋がっていると思えることが大切である。
- ③ 特別な配慮を必要とする家庭の保護者を支援し、関係機関に繋げる。  
(貧困などの社会的困難・保護者の精神疾患など)
- ④ 子どもの心身の状態や家族の態度などに気を配り情報の収集に努め、市町村をはじめとした関係機関と連携を図る。



※保護者の養育に変化をもたらし、虐待の予防や養育の改善につながる可能性を広げる。

### ○ 虐待の早期発見と予防

<保護者に対する支援のポイント> 一親と子の良い関係作りのために一

『受け止めることの大切さ』



子どもに身体的・精神的苦痛を与えるような関わりをしてしまう保護者をしっかりと受け止め、援助に当たることが大切であり、虐待予防に繋げていく。

- ・人と人とのつながりが希薄化し、孤立感を感じている。
- ・子どもに関わる経験が乏しいまま親になった為に育て方が分からない。
- ・身近に相談や助言を求める相手が無く悩みや不安を抱いている。

資料 2・・・配慮の必要な家庭のポイント参照

<マニュアル作成のポイント>虐待を発見するには・・・

<虐待が疑われる子どもの特徴>

- ・身長及び体重等の発達状況、栄養障害
- ・体に不自然な傷、骨折、やけど、怯えた表情
- ・清潔保持の状況、激しい痛癢
- ・暗い表情、極端に落ち着きがない
- ・笑いが少ない、泣きやすいなどの情緒面の問題
- ・言葉が少ない、むし歯が多い
- ・食欲不振、極端な偏食、拒食・過食
- ・多動、不活発、乱暴で攻撃的な行動

<家族の態度>

- ・子どものことについて話したがない。
- ・子どもの身体所見について説明が不十分である。
- ・必要以上にしつけが厳しい。
- ・子どもに無関心である。
- ・父親・母親の服装、行動の変化。

※保育所や保育士にも虐待に関する通告義務が課せられている

## ～配慮の必要な家庭のポイント～

第4章  
資料：2

※保育者は不適切な養育を伺わせる様々なサインについて学び、それに気付くことが必要である。  
※子どもや保護者の変化について早期発見し、保育士が共感しながら丁寧に関わることによって虐待の予防に繋げていくことが大切である。

### 【子どもの特徴と変化】

|                 |  | 園長                                   | 主任 | 担任 |
|-----------------|--|--------------------------------------|----|----|
| 身体や身なり・<br>心の様子 |  | 顔や腕、足などにいくつもの傷やケガ・やけどの痕がある。          |    |    |
|                 |  | 体重や身長伸びが悪いなど発育不良が見られる。               |    |    |
|                 |  | 食べ物への執着が強い。年齢以上に執着して食べる。             |    |    |
|                 |  | 季節にそぐわない服装をしていたり、衣服が破れたり汚れたりしている。    |    |    |
|                 |  | 衣服を着替えるとき、異常な不安を見せる。                 |    |    |
|                 |  | 怖がる・怯える・急に態度を変える。                    |    |    |
|                 |  | 表情が乏しく、受け答えが少ない。                     |    |    |
|                 |  | 警戒心が強く音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。   |    |    |
|                 |  | 身体の衛生が保たれていない。(お風呂に入っていない等)          |    |    |
| 保護者との関り方        |  | 保護者の前では硬くなり、極端に恐れている。                |    |    |
|                 |  | 不自然に子どもが保護者に密着している。                  |    |    |
|                 |  | 保護者といると、おどおどし落ち着きがない。                |    |    |
| 友だちとの関り方        |  | 威圧的・攻撃的で乱暴な言葉づかいをする。                 |    |    |
|                 |  | 落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 |    |    |
|                 |  | 激しい癩癢を起こしたり噛みついたりするなど攻撃的である。         |    |    |
| 問題行動・その他        |  | 子ども同士でいるよりも大人にまとわりつく方が多い。            |    |    |
|                 |  | 小動物をいじめる。                            |    |    |
|                 |  | 年齢に不相応な性的な興味・関心をもっている。               |    |    |

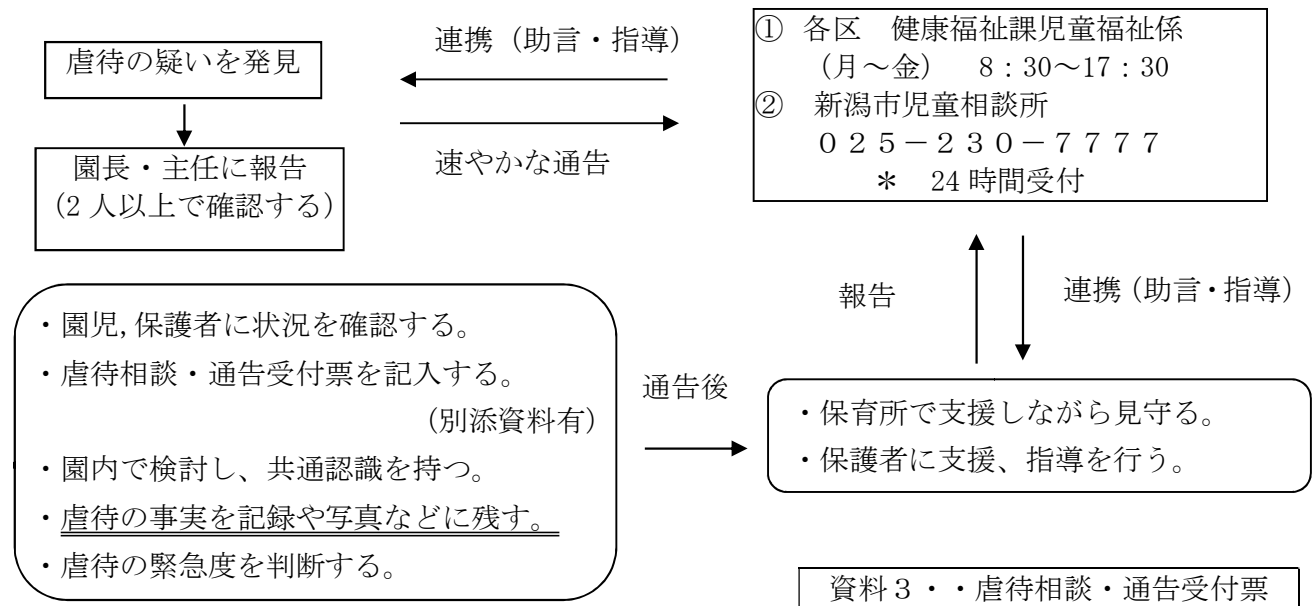
### 【保護者の特徴と変化】

|         |  |                                     |
|---------|--|-------------------------------------|
| 子どもとの関り |  | 子どもに対して、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。    |
|         |  | 子どもを抱いたり話しかけたりしない。                  |
|         |  | 子どもが病気で病院に連れていかない。また予防接種を受けさせない。    |
| 保育園との関り |  | 欠席の理由がはっきりしなかったり、連絡がなかったりする。        |
|         |  | ケガについての説明が不自然である。                   |
|         |  | 子どもに関して言っていることに一貫性がない。              |
|         |  | 話し合いや面談を拒む。                         |
| 保護者の変化  |  | 体罰や年齢不相応な教育などを「しつけ」「家庭の教育方針」と正当化する。 |
|         |  | 服装の変化が見られる。                         |
|         |  | 保育時間を過ぎても連絡が取れない。                   |
|         |  | 忘れ物が多い。                             |
|         |  | 保育料・必要経費の滞納                         |
|         |  | 心身の不調が見られる。(うつ症状など)                 |
| 地域での状況  |  | 育てにくさへの不安など子育てのストレスを抱えている。          |
|         |  | 保護者同士や地域とのつながりが少ない。                 |

(            年   月   日            :   記入者            )

## ○ 通告義務

### <虐待が疑われた場合の対応>



### <役割分担>

|        |   |
|--------|---|
| 園長     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の有無を確認する。</li> <li>・保護者への対応を行う。</li> <li>・関係機関に連絡する。園の対応方法について検討し、職員に周知する。</li> </ul> |
| 主任     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の有無を確認する。</li> <li>・園児、保護者への対応を行う。</li> <li>・園長の補佐をする。</li> </ul>                     |
| 担任     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児の虐待の有無を確認し園長・主任に報告する。</li> <li>・園児、保護者に確認する。</li> <li>・園児の虐待の情報を収集する。</li> </ul>      |
| その他の職員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・お互いに気づいたことの情報交換を行う。</li> </ul>  |

### <児童虐待 通告窓口>

#### 各区役所・健康福祉課

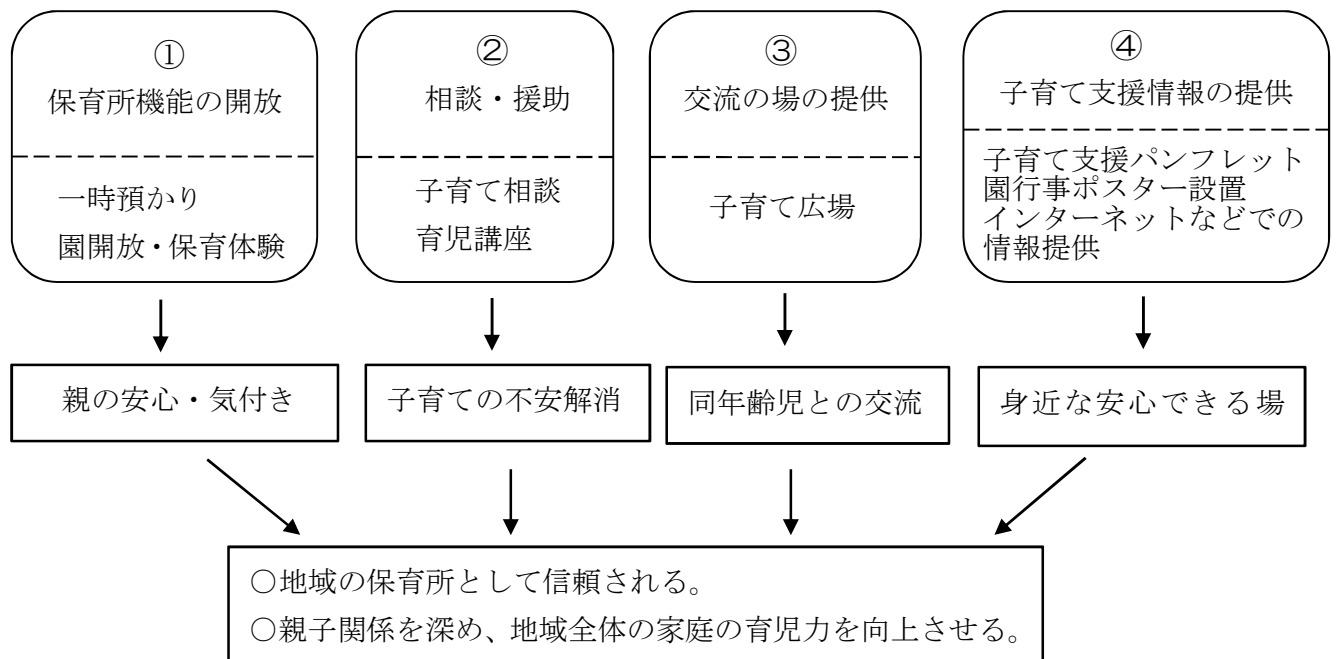
|     |              |     |              |
|-----|--------------|-----|--------------|
| 北区  | 025-387-1335 | 東区  | 025-250-2330 |
| 中央区 | 025-223-7230 | 江南区 | 025-382-4353 |
| 秋葉区 | 0250-25-5683 | 南区  | 025-372-6351 |
| 西区  | 025-264-7340 | 西蒲区 | 0256-72-8389 |

### 3 地域の保護者等に対する子育て支援

#### (1) 子育て支援4つの柱

保育所は地域の実情や当該保育所の体制を踏まえ、地域の保護者等に対して保育所の専門性を生かした子育て支援を行うように努める。

#### 《子育て支援の4つの柱》



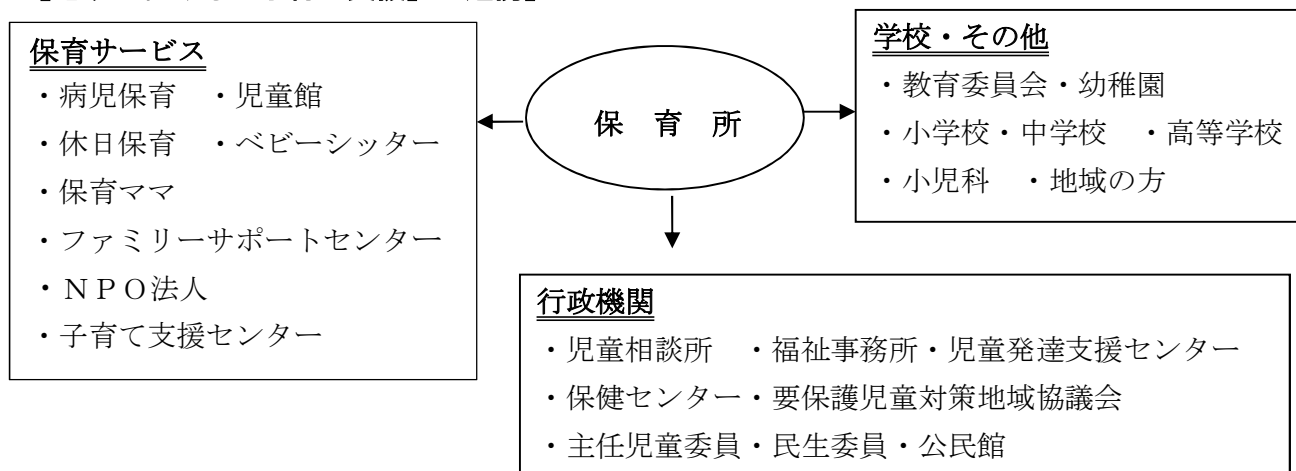
#### ○一時預かり

- ・地域の一時的預かりのニーズを把握し、市町村と連携をとる。
- ・保護者からの聞き取りを行い、一人一人の子どもの状態を把握する。  
(アレルギー・ひきつけ・肘内症 他)
- ・一時預かりの子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮する。
- ・保護者とのコミュニケーションを十分にとり、必要な場合は個別相談に応じる。

## (2) 地域との連携及び人材の活用

地域の関係機関・団体との積極的な連携に関わる人材の積極的な活用を図る。

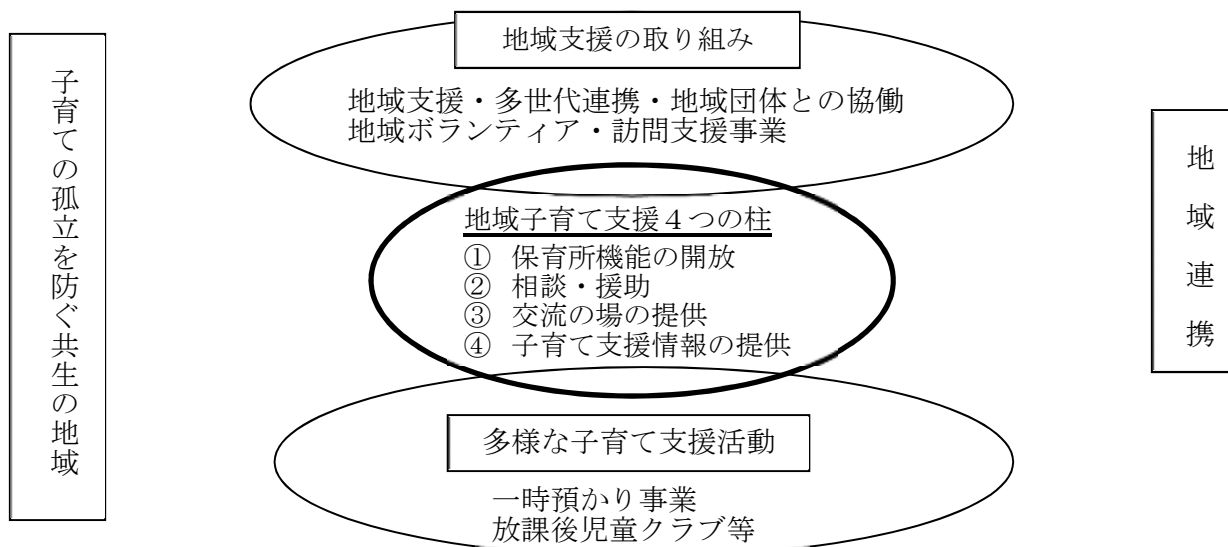
### 【地域における「子育て支援」の連携】



## (3) 地域における関係作り及び問題発生予防と早期対応

- ① 地域の関係機関、専門機関、関係者の情報収集をしておく。
- ② 地域の様々な力が発揮される場を提供し、地域に存在する様々な機関・人々を結びつけていく。
- ③ 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸問題に対し、園が情報を入手した場合、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）など関係機関等と連携・協力して取り組むよう努めることが求められる。

### 【子育ての孤立を防ぐ…地域子育て支援事業】



- ・ 保育の知識、経験、技術が蓄積されている保育所への期待は今日ますます高まっている。
- ・ 子育て家庭や地域社会に対し、保育所の役割を確実に果たしていくことは保育所の社会的使命であり責任である。
- ・ 保育所と地域における子育て支援の計画や方針を職員の間で共有して取り組む。
- ・ 地域の関係機関と共に協働して積極的に支援を行う。

年度 月 日

①  通告とする  通告としない  検討(調査後)  
 ②  電話相談 →  家族環境その他  左記以外( )

虐待相談・通告受付票

通告受理者 ( )

|                  |                    |   |            |  |  |  |     |
|------------------|--------------------|---|------------|--|--|--|-----|
| 受理年月日            |                    | 年 月 日 ( )   |            | 午前・午後  |  | 時 分  |     |
| 被虐待児童            | ふりがな氏名性別<br>性 別    | ①   | 男・女        | 年 月 日生 ( 歳)  |  | 未 / ( ) 保・幼・小・中・高 年 ( )<br>出席状況(良好・欠席がち・不登校 ~) |     |
|                  |                    | ②   | 男・女        | 年 月 日生 ( 歳)  |  | 未 / ( ) 保・幼・小・中・高 年 ( )<br>出席状況(良好・欠席がち・不登校 ~) |     |
|                  | 生年月日<br>学 校 等      | 電 話   |            |  |  |  |     |
|                  | 住 所                | 現在の居場所  |            |  |  |  |     |
| 保護者              | ふりがな氏続柄<br>生 年 月 日 | (実・養・継)父・他  | ( 年 月 日 歳) | 職 業  |  | 生活保護   | 有・無 |
|                  |                    | (実・養・継)母・他  | ( 年 月 日 歳) |  |  |  |     |
| 虐待の種類<br>及 び 内 容 |                    | <input type="checkbox"/> 情報源 (目撃・音等から推測・関係者からの情報(下記通告経路参照))<br><input type="checkbox"/> 虐待の種別 ( 身体的・性的・ネグレクト・心理的 ) ←主◎従○<br><input type="checkbox"/> 主な虐待者 ( )<br><input type="checkbox"/> いつ頃から ( )<br><input type="checkbox"/> 頻度は (ほぼ毎日・3日に1回程度・週1回・月1回・他 )<br><input type="checkbox"/> 具体的な内容 |            |  |  |  |     |
| 家庭の状況            |                    | 家族構成  |            | 家族内の協力者<br><br>家族以外の協力者<br><br>近隣の風評等  |  |  |     |
| 保護者の了解           |                    | 保護者はこの通告を ( 承知・拒否・知らない )  |            |  |  |  |     |
| 通告者              | ふりがな氏名             | 関 係   |            | 福祉事務所(県・市)・市町村保健C<br>県他・市町村他・児童委員・警察<br>保育所・幼稚園・学校・教委・保健所<br>医療・家族(虐待者本人・それ以外)<br>親戚・近隣知人・児童本人 |  |  |     |
|                  | 住 所                | 電 話   |            |  |  |  |     |
|                  | 通告経路               | ( ) → ( ) → ( ) → ( ) → 当区  |            |  |  |  |     |
|                  | 通告意図               | 子どもの保護 ・ 調査 ・ 相談 ・ 情報提供   |            |  |  |  |     |
|                  | 調査協力               | 調査協力 ( 諾 ・ 否 ) 当所からの連絡 ( 諾 ・ 否 )  |            |  |  |  |     |
| 通告者への対応          |                    | ①区で実態把握する ②その他 ( )  |            |  |  |  |     |

※ 通告受理者は上部太枠内を記入する。原本は「虐待通告票綴」へ

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 支援計画作成のためのアセスメント | <input type="checkbox"/> 精神(診断有・無) <input type="checkbox"/> 疾病(身体) <input type="checkbox"/> 発達障がい<br><input type="checkbox"/> 知的・身体・精神障がい(手帳有・疑い) <input type="checkbox"/> ステップファミリー <input type="checkbox"/> 離婚<br><input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 養育力 <input type="checkbox"/> しつけ <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 中絶 <input type="checkbox"/> DV <input type="checkbox"/> 虐待<br><input type="checkbox"/> 生保 <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 社会的孤立(ニート・ひきこもり等) <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> 不登校・登校しぶり <input type="checkbox"/> いじめ <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 中卒・高校中退 <input type="checkbox"/> 生活習慣<br><input type="checkbox"/> 家族関係 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 外国籍 <input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> その他 ( ) |  |
|------------------|---|--|